

令和2年度第4回市民活動センター評価委員会 摘録

日 時：令和3年2月8日（月）午後2時～4時25分

場 所：ひと・まち交流館 京都 2階

市民活動総合センター ミーティングルーム

出席者：

（委員、敬称略）中井 歩（京都産業大学教授）<委員長>

東郷 寛（近畿大学経営学部准教授）<副委員長>

伊豆田千加（特定非営利活動法人子育ては親育て・みのりのもり劇場理事長）

重野亜久里（特定非営利活動法人多文化共生センターきょうと代表）

鈴木 ちよ（市民公募委員）

土江田雅史（公認会計士）

（事務局）京都市文化市民局地域自治推進室

地域コミュニティ活性化

・北部山間振興部長 桶掛 実喜雄

事業推進担当部長 廣瀬 智史

市民活動支援課長 永田 彰

担当係長 市場 智久

担当係長 坂口 景章

担当 岩雲 千夏

傍聴者：2名

取材者：なし

議 事：（1）京都市いきいき市民活動センターの第4期指定管理募集における指定管理業務の
基本的な考え方について

（2）その他

開催概要

1 開 会

2 報 告

京都市いきいき市民活動センターの在り方の基本方針（案）の報告

事務局から令和3年1月29日付けで「京都市いきいき市民活動センターの在り方の基本方針」を策定したことについて報告を行った。

3 議 事

(1) 第4期指定管理募集における指定管理業務の基本的な考え方について

(委員)

利用料金を自由に設定でき、指定管理者の収入にするとなると、センターによって差が生じるのではと思うが、センターごとの想定収入額のようなものはあるのか。それが指定管理料から差し引いてあるものなのか、やってみなければわからないのか。そのあたりをお聞きしたい。

(事務局)

利用料金収入を踏まえた指定管理料の算定に当たり、現在の使用料収入相当は指定管理料から差し引く必要があると考えている。ただし、利用料金制の導入によって、本市が定めるのはあくまで上限額であるため、センターごとに設定する利用料金が異なってくる可能性はある。あらかじめセンターごとに収入を想定して指定管理料を設定するのか、どういった形であれば公平に募集ができるのか、いろいろなシミュレーションを行っているところである。

(委員)

市民にとっては、今まで100円であったものが1万円になる、3万円になるという話になると理解されないので。説得力のある額を提示する必要があると思う。

(事務局)

利用料金については2月市会に条例改正の提案を予定している。料金の設定に当たっては、類似の他の公共施設を参考に設定しており、著しく高額な金額というのは施設の状況を踏まえても難しいと考えている。さらにセンターの立地やこれまでの利用状況等を踏まえて、指定管理者が提案することとなる。現在の使用料は、当時コミュニティセンターから転用したという経過の中で政策的に低く抑えられた金額であることと、この間の利用状況を踏まえ料金の適正化を図るものである。

(委員)

(想定されない収入増などがあった場合,) 市が何らかの負担金を請求するということではなく、指定管理料で調整することになるのか。

(事務局)

基本的には指定管理料で調整をする必要があると考えている。料金改定により想定以上の利益が出た場合、その一部を市に納付するという方法などをはじめ、様々な方法を検討しているところである。

(委員)

上限額というのは個々のセンターについて設定するのか、それとも全センターに対して一律に設定するのか。

(事務局)

全センター一律の上限設定をする。

(委員)

利用料金制の導入といつても、利用料金収入分を差し引いた指定管理料を支払って運営するという仕組みのままでは、漸進的ではない。収益を見込んで利用者に適正な価格を提案し、そのうえで委託料の額に応じた市民活動支援を行うような仕組みにするべき。

貸館の継続を前提とし、価格を自由に設定して指定管理者の収入とすることでニーズを掘り下

げるだけでなく、利用が少なく貸館の継続も難しいのではというセンターもあったのではないか。一意見として、貸館の有無にかかわらず、建物を有効に活用するための事業費を提案するプロポーザルの中で、貸館が含まれている方を優先的に採用するような仕組みではどうか。

指定管理料の提案額を引き下げるために人件費を削り、利用料金を引き上げるということが施設運営として良くない方向に働くか懸念している。

(事務局)

御指摘の内容については認識しており、今後も慎重に議論していくべき部分であるが、これまでの答申と基本方針にもあるように、貸館業務は一定のニーズがあるため継続し、一方で市民活動活性化事業・サロン運営事業については充実を図るために提案制とした。しっかりとした事業提案を頂くため、配点のバランスや評価の視点について、可能な限り具体的に示せるよう検討が必要であると考えている。

(委員)

改裝や耐震改修も指定管理者の負担において実施することであれば、様々な事業実施が認められたうえで運営していくことが、持続可能な市民活動支援ということではないか。

(事務局)

利用料金の適正化とは、利用料金の改定や利用者サービスの向上による稼働率の向上などを含めての施策であり、利用者に還元される部分と、指定管理者に還元されるインセンティブについて、事務局で詳細な議論を進めているところである。資料1の募集要項においては、基本方針によって大きく方向転換する部分をきちんと説明できているか、京都市側から提示する応募条件として適切に表現できているか御審議いただきたい。資料2の方では、各事業の配点と評価方法の案を示しており、御意見を頂きたい。

(委員)

本委員会においても、貸館は継続すべきという意見になったと思うが、貸館運営のみに安住してしまうのはどうかという問題提起もあった。そのため今回は、指定管理制度の中で貸館を継続しながら、市民活動活性化事業とサロン運営事業を提案型とし、プロポーザルにより応募してもらう形とした。

サウンディング調査などを実施しても、活用に向けた反応が良くなかったこともあり、また、前回委員会でも、事業者から手が上がるような状況でないことが問題ではないかという意見もあった。環境を激変させるのではなく、次期指定管理期間を含めて段階的にという考え方もあるのではないかと思う。

(委員)

他の京都市施設で業務委託から指定管理制度に変更した際、プロポーザルにおいて改裝などの創造的な提案を出してくるような事例はあるのか。

(事務局)

指定管理制度の中で、利用料金収入による大幅な改裝や仕様の変更などの実施という踏み込んだ提案を頂いた事例は把握していない。公共施設であることから、多くの施設で大きな収益を生むことは難しく、大規模投資ができるような仕組みにはなっていない。みやこめっせなどの収益が大きい一部の施設では、利用料金収入のうち一部を京都市に納めている事例もあるが、ほとんどが運営経費の大半を指定管理料で賄っているのではないか。

(委員)

貸館業務と併せて事業を展開していくとなった場合に、京都市が指定管理料を支払う形で公募することが適當なのか。いつまでも京都市が指定管理料を払う運営方法ではなく、貸館を継続しつつも地域の賑わいを創出するといった施策を支援する方が良いのではないか。貸館による収入も伸びない中では指定管理料の減額も難しく、これまでと変わりない状況では議論の内容が反映されないので。利用料金だけが高額となり、貸館の利用だけ促進されるような運営とならないか。

(委員)

市民活動活性化事業などに重点を置かず、貸館業務を主力として運営する事業者の応募も出てくるのではないか、そちらが評価されることにならないか。

(委員)

貸館だけを運営するということになってしまっても、市民活動を活性化するということでは。

(事務局)

別用途での施設の活用については、昨年にサウンディング調査を実施したものの、コロナの影響もあり結果が芳しくなかった。そのため、次期指定管理期間において、新たな活用も見据えたうえで指定管理を継続していく必要があると思っている。貸館業務だけに重点を置いた運営ではなく、市民活動の支援・活性化をしっかり行って自走化していく仕組みをつくり、その中で新しいきセン活用の可能性も出てくるのではないかと考えている。事業の審査や貸館業務との配点などにおける本市の考え方を、募集要項でどう示していくか、御意見を頂きながら検討したい。

(委員)

利用料金収入を、市民活動活性化事業の原資とすることができるような仕組みとすれば、事業提案への意欲も促進されるのではないか。

(事務局)

指定管理者のインセンティブと利用者サービスの向上のために、利用料金の設定や稼働率の向上に取り組んでもらう中で、利用料金収入を事業の原資として活用できるのかについては、検討したい。

(委員)

指定管理者のインセンティブとは、最低の収入目標を算出し、それを超えた分が指定管理者の収益となり、自由に使えるという仕組みではないのか。

(事務局)

インセンティブとしては様々な設定方法がある。現在の使用料の額と利用者数の実績がある中で、金額の引き上げと利用者数の増減の両面から今後の収入見込みを設定するとなると、利用者サービスの向上といった運営経費に充てるべき部分と、指定管理者の収益となる部分について、単にこれまでの実績見合いではなく、より精緻に考える必要がある。

(委員)

料金改定による収益の増については、一定以上の収益が発生した場合に市に上納するのか、活性化事業などに充てて充実を図るのか、様々な手法の検討が必要である。次期指定管理期間においては、コロナなどの影響もありリスクの大きな大規模事業の実施は難しいため、試行的に運営方法の見直しを行いつつ、新たな事業や活用の準備期間として考えるべきなのかと思う。

(委員)

今回の見直しにより、どのように運営状況が変わったのかが一つの目安になると思う。人件費に関しては1人分削減されるだけでもかなりの減額となる。

(委員)

であれば指定管理料は引き下げたうえで積極的な事業提案ができ、実施に際しては京都市も伴走しながら運営していく形とするべき。運営が苦しくなるだけの状況下で利用料金の引き上げによる利用者からの苦情対応も必要となり、新事業の展開も難しいようなセンターでは、やりがいをもって運営してもらうことは難しいのでは。

(事務局)

利用料金制を導入する施設のほとんどが、市が定めた料金の上限額を実際の利用料金の額としている。一方で、これまでのいきいき市民活動センターの使用料は、他の市公共施設と比べ極めて低額であって、運営費用の大半を京都市が負担しているといった課題を整理していく必要がある。それらを踏まえ、指定管理者の創意工夫を引き出すような条件の設定を検討していく。

また、将来的な活用方法の検討が必要であるということも基本方針に明記している。施設の大規模改修等は行わないことを前提としたうえで、施設の老朽化にどう対応していくかなども検討のうえ示していく必要がある。

(委員)

老朽化した施設は廃止するという前提か。

(事務局)

既存施設の転用という経過もあり、老朽化に伴う建て替えは無条件には行わないということ。団地再生事業などとの関係も含めての検討となる。

(委員)

センターによって方針も変わってくる。立地条件などを勘案して運営を持続できるよう、指定管理料を算出しなくてはならないが、見直しを経てもなお運営が厳しいセンターがでてくる可能性もあり、短期的にはコロナの情勢、長期的には建物の状況なども踏まえて確認していく期間となる。

(委員)

市民活動活性化事業とサロン運営事業に係る経費については、どういった枠組みで考えているのか。

(事務局)

管理運営に係る総事業費は、現行と比較して増額することは難しいと考えている。これまで指定管理料に人件費を計上し、市民活動活性化事業に係る事業費（物件費）を別途委託料として支出していた。それを今後は指定管理料として統一して支出するため、各費用の配分を見直し、より事業の実施に重点を置いたような配分とすることを検討している。

(委員)

これまでより事業を充実させた内容でのプロポーザルとなることが分かるような仕様にしないと、現在と同じような複数の小さな事業を提案してくるところもあるのでは。新しい枠組みで、おもしろい取組を地域でやってもらえるような打出し方をしなくてはならない。

(委員)

例えば、貸館業務と併せて宅食ビジネスをするといったことは可能なのか。高齢者の外出促進事業として、宅食配達の際に、センターの利用案内をするといったような事業提案は検討できるのか。ある程度、具体的な対象事業を示しておかないと、どういった事業が認められるのか事業者も判断が難しい。

(事務局)

宅食事業を、指定管理者の業務として認めることは恐らくできないと思われる。ただし、公の施設において実施していただく事業の範囲で、個別具体に内容を検証する必要がある。

子ども食堂など地元の方と一緒に食事ができる場所を提供して事業を行っている事例はあるが、いきいき市民活動センターの指定管理者が自らの業務として実施しているものではない。市民活動を支援する・育てるために場所を提供するという本来の施設の設置趣旨を踏まえ、適切な事業かを判断しなくてはならない。

(委員)

活動を立ち上げるために、最初のリスクを指定管理者が負うことで、自走化につなげていくという考え方もあるのでは。それぞれ施設の特性を活かし、持続可能な運営を行うための枠組みをある程度示してあげるべきでは。

(委員)

そういう取組は指定管理業務ではなく、市民活動活性化事業の枠組みの中でもう少し自由な運用ができるようにし、提案を審査していくことになるのでは。例えば、事業に係るイニシャルコストを京都市が支出するといった条件を募集時に提示し、提案事業を本委員会で審査するということになるのではないか。

(事務局)

市民活動活性化事業として求められる内容となっているか、市民活動活性化に資するような取組となっているかという視点で審査していただく必要がある。市民活動支援という枠組みの中で、行政が実施すべき事業提案になっているのであれば、採択される可能性はある。

(委員)

積極的に提案してもらえるような仕組みとするべき。一定予算の枠組みの中で小規模な事業をたくさん実施するというよりは、より充実した効果的な事業の提案によって、提案審査の際も活発な議論ができる方がよい。

(委員)

資料1の2（3）「また、助言や指摘を踏まえても事業の改善が認められない場合は、次年度以降の事業停止を含めた対応を行うことがあります。」という記載は必要なのか。評価委員会としては、これまで事業を前向きに評価していくという姿勢であったところから、大きく転換しているように感じるが、記載の意図は何か。

(事務局)

今回、市民活動活性化事業とサロン運営事業は提案制のため、提案があっても採択されない場合や、条件付きで採択される場合などもある。また、採択された事業も実施結果に課題などがある場合は、助言・指導などを行うこともある。それでもなお改善が見られないときは、事業の実施自体を取りやめるという判断をすることもあり得るということである。

(委員)

事業の提案は自由にできるようになるが、一方で、きちんと実施しなければ取りやめることもあるという意味では、事業に対する京都市の責任の所在が明らかになりよいのではないか。

(委員)

複数年にわたって同じ事業を実施しているセンターもあるので、記載しておいてもよいのでは。募集要項の記載が、市民や市民の活動を対象とした文章構成となっているため、市民活動団体を支援するという部分をよりメインに打ち出した構成にするべきでは。

また、資料1「活動支援」において、「地域や利用者の声を聴くため、SNSの活用など」とあるが、SNSの活用を前提とするのではなく、SNSを活用することを含めた地域や利用者の声を聴く仕組みとする方がよいのではないか（括弧書きなどの記載にとどめては）。

(事務局)

御指摘のとおりに修正する。

本市の広報においてもSNSを重視しており、発信の多様性があり、個々人の意見が直接的に受信できるという利点があるため、ツールとしては積極的に活用してもらいたい。HPの御意見フォームやアンケート用紙より気軽に意見を発信できることもあり、様々なツールで市民の声を受発信していただきたいというのが、この間の評価委員会での御議論の方向性でもあると考えている。

(委員)

資料1の1（2）の事業者利用とは、今までの市民活動以外の利用は事業者利用ということになるのか。物販を行うようなものが事業者なのか。

(委員)

どちらの利用に該当するのかを指定管理者が判断するということか。

(事務局)

最終的には指定管理者が利用を許可することになるが、本市において市民活動に係る利用と事業者利用に関する考え方を示す必要があると思っている。事業者利用とは、現在センターを利用しているNPO法人や任意のボランティア団体、サークル団体以外の一般的な企業が社内研修等で使われる場合を想定している。物品販売としての利用など専ら営利を目的とするような利用は、これまでから一律にお断りしており、引き続き同様の運用となる。

(委員)

営利・非営利の区分は明確にされるべき。活動で得た利益を、構成員に報酬などとして配当するのであれば営利だが、当該団体の活動資金に充当するといった場合であれば非営利という考え方にもなるのではないか。

(事務局)

御指摘のとおりである。現在の指定管理者からも、市民活動を継続していくための費用に充てる目的での物販や参加費の徴収などを行う場合は利用を認めてもいいのでは、といったような意見を頂いており、市民活動団体を支援していくという施設の性格上、今後、検討していく必要があると考えている。

(委員)

例えば、センターで地域の方が作ったものを有料で販売しつつ、そういった市民活動を宣伝し

ていくというような事業を展開することで、センターとしても利益の一部を収入し、情報発信のお手伝いをするといったことは可能なのか。

(委員)

時限的な事業となるのではないか。長期間の支援ではなく、期限を設けてスタートアップをフォローしていくようなものであればよいのではないかと思う。

(事務局)

物品販売をする事業といつても、事業の内容や収支計画を審査し、販売を主たる目的とするのではなく、その活動の持続性を確保するための支援の一環として実施されるのであれば、認められる可能性はある。

(委員)

企業の有償での広報活動などの営利事業が認められないとなれば、地域企業が市民活動に関わる機会がもてないのでないのではないか。営利・非営利でもって判断するべきなのか、企業でも市民活動に参加している取組はある。

(事務局)

確かに、企業活動が営利活動なのか非営利の社会貢献活動なのかという明確な区分は、非常に難しいと考えている。しかし、貸館利用で講演会をする傍ら物品販売を行うが、その収入は次の活動資金とするといった場合と、常設的に物品販売を目的として活動するという場合では、活動の性質が異なってくるため、難しい中でもそれぞれの取扱いについて検討していく必要がある。

(委員)

これまで企業利用を一律に断っていたところ、活動内容により判断するという方針に見直されたということ。活動の対象範囲がより拡大したというのは良いことだが、判断基準を明確にしておかないといけない。

(委員)

市民活動支援施設であるということを踏まえ、地域とのつながりも大切にしながら、指定管理者の特性も運営方針に関わってくる。地元企業や伝統産業などとつながりを強めていくようなセンターもあると思うが、これまでの利用者が阻害されるということがないように、本委員会でも議論していかなければならないし、京都市としても一定の考え方を示していただきたい。

(委員)

利用料金や指定管理料といった募集条件の公表に関するスケジュールはどうなっているのか。

(事務局)

対外的には、令和3年2月市会で利用料金の上限額を提案し、指定管理料については募集要項の公表時点でお示しすることになる。ただし、指定管理料の積算等の考え方については、次回の評価委員会で、もう少し詳細な考え方をお示しする必要があると思っている。

(委員)

指定管理料の積算については、特に指定管理者のインセンティブに関する考え方を事前に説明いただいたうえで、次回の審議を進めていけたらと考えている。

(2) 第4期指定管理候補者の選定方法（案）について

（委員）

資料2の配点だと、これまでとあまり変わらない提案が出てくるのでは。提案業務という枠の中で、何か新しい事業が展開されるような記載にできないか。従来どおりの事業で事業費を確保するために提案がされるような印象を受ける。

（委員）

事業提案に重点を置くのであれば、運営点と事業点を50：50くらいにした方が、積極的に採択されるような事業も提案してくるのではないか。

資料2の「事業運営の効率化」は事業費用の項目において審査されるべきものではないのでは。

（事務局）

事業点においては、事業実施に係る費用が効率的に積算されているかなども含めて審査いただきたいという趣旨である。

（委員）

費用対効果を考慮した事業運営となっているかということか。

（委員）

適正化や効率化というと、事業提案の観点から審査が難しい。費用が妥当なものであればよいのではないか。

（事務局）

事業費が適正妥当であることはもちろん、より効率的な事業計画がされているかどうかというところを含めて審査いただきたいと思っている。

（委員）

運営点と事業点の配分を変えるというのも一つの方法である。

（委員）

50：50とすれば、提案事業が採択されることがほぼ必須となるが、その設定にするか。

（事務局）

提案事業に関しては、事業開始と実施結果の評価、そして次年度事業への反映といったサイクルを考慮し、次期指定管理期間の4年を事業期間として計画してもらいたい。また、運営点と事業点の配分は、本市としても積極的に事業を実施してもらいたいと考えており、その点も踏まえて適正な配分について御意見を頂戴したい。

（委員）

指定管理者としての適正性を審査するという点からすれば、貸館業務だけでなく積極的に事業を展開する意欲のある応募者を評価したいところである。50：50という配分は政策的判断としてはあり得るのかなと思う。

（事務局）

提案業務に積極的な応募者が選定をされるということが、本市としても望ましいところで、評価委員会の御意見としても尊重させていただきたい。

（委員）

運営点と事業点が70：30であれば、建物の管理会社であっても高得点が取れる可能性が出てくる。

(委員)

市民活動支援施設をきちんと運営できる主体としての適正性を考えれば、運営能力に加え、事業も積極的に実施していただく必要がある。新しい事業や地域の課題に取り組むといったようなことを提案してもらうことも必要である。

(委員)

資料2の事業点「執行体制」と「事業効果」の配点は、相関関係のある項目であることから、同点にするべき。

(委員)

資料2の運営点「その他の取組」の「障害を理由とする差別を解消するための措置」という記載は適正なものに修正いただきたい。

(事務局)

御意見を参考に修正する。事業点については、市民活動活性化事業とサロン運営事業を一括して評価していただくイメージとしている。事業の本数に制限は設けないが、事業者がどういったところに重点を置いて提案してくるかということを含めて審査していただければと思っている。また、提案事業の中に、不適当な事業が含まれていた場合には条件を付して採択するといったようなことも考えている。

(委員)

募集要項に審査基準は提示されるのか。

(事務局)

提示する。

(委員)

運営点と事業点の配分は50：50でよい。

(事務局)

事業点において高得点をとった場合も、管理運営能力が著しく劣るような場合は選定されないこともあります、その点「審査の結果、該当団体無しとする場合がある」ことも明記する。

(委員)

提案された事業の一部が適当ではないとして実施しないことを条件とした場合は、その事業費分の指定管理料を減額するということか。

(事務局)

事業提案について、採択に当たり一部の事業を取りやめることとした場合は、それに応じた指定管理料となるよう協議していく必要がある。

(委員)

事業期間が4年間であっても、同一の事業をただ継続するのではなく、活動の自走化に向けて取り組んでいただくよう、意見や指摘をしていかなくてはならない。

また、審査の結果、同点の応募者が出た場合にどう選定するか整理する必要がある。事業点が高いほうを優先するという考え方もあるが、いかがか。

(事務局)

貸館業務だけで応募してきたものと、提案事業も採択されたものが同点となった場合、提案事業がある方をまず優先してはどうかと考えている。採択されたもの同士が同点になった場合は、

事業点の割合で判定してはどうか。

(委員)

評価委員会における指定管理の選定に係る審査の重要性が更に大きくなったと認識している。市民活動活性化事業も、総体としての評価だけでなく個別の事業内容を詳細に確認していく必要がある。ただし、そういった中でも実施に消極的になるのではなく、より効果的な事業が実施がされるよう支援したいという姿勢で評価していきたい。